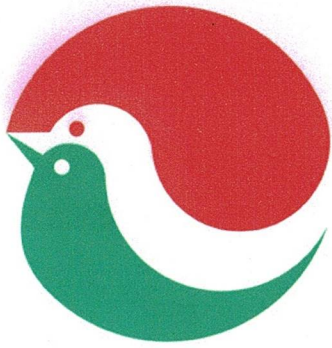




ハトマークの宅建協会

無料

不動産相談会

どんなことでもお気軽にご相談ください!

不動産を

売りたい

買いたい

貸したい

借りたい



住まいに関するあらゆるお悩みを、弁護士・税理士・建築士・宅建士等の専門家が無料で相談に応じます

日時 令和6年9月30日(月) 10時～16時

場所 板橋区役所1階イベントスクエア 都営三田線
板橋区役所前駅下車

主催：公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第九ブロック

後援：板橋区

※事前電話予約連絡先 **03-6845-8240** 10時～16時(土日祝除く)
※当日会場受付も可能です

常設「不動産相談所」もご利用ください

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（東京都宅建協会）は、「無料不動産相談会」のほかにも「不動産相談所」を常設しています。常設相談所は東京都宅建協会と公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会東京本部（全宅保証東京本部）が共同で運営しています。不動産相談所では、不動産に関するさまざまな相談に対応しています。また、弁護士による専門相談（予約制）も行っています。

常設「不動産相談所」

専用電話：**03-3264-8000**

■一般相談：月曜日～金曜日（祝日は除く） 10時～12時 / 13時～15時

■専門相談（法律相談）※来所相談のみ：

予約制 第1・第3水曜日 10時～12時 / 13時～15時

※来所相談は予約制です。

ご来所の際は、必ず事前にホームページをご確認いただき、お電話にてご予約をお願いします。

- 文書・メールでのご相談は受け付けておりません。
- 常設相談所では宅建業法64条の5に定める苦情解決業務を行っています。
- 相談は、すべて無料です。



不動産のことならハトマークのお店へ

都内約60%の不動産業者が加盟。
ハトマークは不動産店の目印です。

「住まいのことを相談したいけれど、どこに行こうか...」と迷った時は、ハトマークをチェックしてください。街中で見かけるハトマークは、東京都宅建協会のシンボルマーク。東京都宅建協会の会員店は店頭などにハトマークを掲げ、地域に密着して、都民のみなさまのよりよい住まいづくりに貢献しています。

●ハトマークとは？／ハトマークは、宅建協会会員とユーザーのみなさまの信頼の証。2羽のハトは「会員業者とユーザーの信頼と繁栄」を意味し、赤は太陽、緑は大地、白は取引の公正を表します。

東京都宅建協会とは？

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会は2012年4月1日に東京都知事の認定を受け公益社団法人として発足した団体です。前身の社団法人東京都宅地建物取引業協会は1965年（昭和40年）に創立され、58年の歴史を培っています。都内の不動産事業者の約60%にあたる約1万6,000社が加入する東京都で最大の不動産業界団体です。本部と12ブロックがあり、東京都や各区市町村に協力して、住みやすいまちづくりに貢献しています。

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会

東京都千代田区富士見2-2-4 東京不動産会館

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会東京本部

<https://www.tokyo-takken.or.jp/>